

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成25年12月27日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成26年6月5日

京都市長 門川 大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）万代五条西小路店

京都市右京区西院六反田町33他

2 主な意見の概要

- ・ 出店予定地の隣で農業を営んでいるが、冬至日には畑が建物の影に入り、冬野菜にダメージを与える。
- ・ 交通渋滞によって、店舗の隣にある駐車場への乗り入れが困難になるため、駐車場に乗り入れが可能となるよう対応を求める。
- ・ 深夜12時まで営業なので、照明により野菜がとう立ちすると、葉野菜の栽培ができなくなる。

3 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成26年6月5日(木)から平成26年7月7日(月)まで(京都市の休日  
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置  
する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をま  
とめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)